

船橋市社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市社会福祉審議会条例（平成14年条例第56号。以下「条例」という。）第6条に規定する船橋市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。また、審議会に置く専門分科会（社会福祉法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会並びに条例第2条に規定する児童福祉専門分科会）の運営に関し必要な事項を定める。

(民生委員審査専門分科会)

第2条 この条においては、民生委員審査専門分科会の運営に関し必要な事項を定める。

2 専門分科会に属すべき委員は、社会福祉法施行令（以下「令」という。）第2条第1項の規定に基づき、委員長が指名する。

3 専門分科会に専門分科会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 民生委員審査専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

5 専門分科会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

6 専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

(身体障害者福祉専門分科会、児童福祉専門分科会)

第3条 この条においては、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会の運営に関し必要な事項を定める。

2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

5 専門分科会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

6 専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、重要又は異例な事項についてはこの限りでない。

(専門分科会の議事)

第4条 民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専

門分科会（以下「専門分科会」という。）の招集、議事の定足数及び表決数については、審議会の例による。

2 専門分科会が審議する事項は、別表第1に定める。

（部会）

第5条 令第3条第1項に規定する審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、令第3条第2項の規定に基づき、委員長が指名する。

2 前項に定める部会の審議事項は別表第2に定める。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、その部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

（部会の議事）

第6条 審議会は、身体障害者の障害程度、医師の指定及び取消並びに自立支援医療（育成医療及び更生医療に限る。）に係る医療機関の指定、取消及び指定の効力の停止に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって、審議会の決議とする。

2 部会の招集、議事の定足数及び表決数については、審議会の例による。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から

施行する。ただし、別表第 2 の改正規定及び次項の規定は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の別表第 1 に規定する幼保連携型認定こども園の設置の認可その他幼保連携型認定こども園に関する事項の調査審議については、同表の規定の例により、この要綱の施行前においても、行うことができる。

附 則

この要綱中別表第 1 児童福祉専門分科会の項の改正規定（「母子家庭」を「母子家庭等」に改める部分、「母子及び寡婦福祉法第 7 条」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第 7 条」に改める部分、「・届出をしていない又は認可を受けていない児童福祉施設へ事業の停止又は施設の閉鎖を命ずる場合の意見（児童福祉法第 59 条第 5 項）」の次に「・自立促進計画を策定し、又は変更しようとする場合の意見（母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条第 3 項）」を加える部分、「母子福祉資金貸付金」の次に「、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金」を加える部分及び「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第 13 条並びに同令第 31 条の 7 及び第 38 条において準用する同令」に改める部分に限る。）は平成 27 年 2 月 5 日から、その他の規定は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 25 日から施行する。

別表第 1

各専門分科会の審議事項

分科会名	基本的な審議事項	法令が特に審議を求めている事項
民生委員 審査専門 分科会	民生委員の適否の審査 に関する事項 (社会福祉法第 11 条 第 1 項)	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員推薦会の推薦者に対する意見(民生委員法第 5 条第 2 項) ・民生委員推薦会の推薦者が民生委員として 適当でないと認めることへの意見(民生委員 法第 7 条第 1 項) ・民生委員推薦会が再推薦しない場合に市長 が適当と認める者を定め推薦する際の意見 (民生委員法第 7 条第 2 項) ・民生委員の解嘱を厚生労働大臣に具申をす ることへの同意(民生委員法第 11 条第 2 項) ・民生委員の解嘱について社会福祉審議会が 審査をする際の本人への事前通告(民生委員 法第 12 条第 1 項) ・解嘱の事前通告を受けた民生委員が社会福 祉審議会に対し意見を述べることの受諾(民 生委員法第 12 条第 2 項)
身体障害 者福祉専 門分科会	身体障害者の福祉に関 する事項 (社会福祉法第 11 条 第 1 項)	
児童福祉 専門分科 会	児童福祉に関する事項 (社会福祉法第 12 条 第 1 項) 児童、妊産婦及び知的 障害者の福祉に関する 事項 (児童福祉法第 8 条第	<ul style="list-style-type: none"> ・児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸 能、出版物、がん具、遊戯等の推薦又はそれ らを製作し、興行し、若しくは販売する者等 に対する必要な勧告(児童福祉法第 8 条第 7 項) ・放課後児童健全育成事業を行う者に対し、 設備運営基準を超えてその設備及び運営を向

	<p>2項)</p> <p>母子家庭等の福祉に関する事項 (母子及び父子並びに寡婦福祉法第7条)</p> <p>母子保健に関する事項 (母子保健法第7条)</p> <p>幼保連携型認定こども園に関する事項 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「認定こども園法」という。))第25条及び条例第2条第2号)</p>	<p>上させるよう市長が勧告する場合の意見(船橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業等の認可をする場合の意見(児童福祉法第34条の15第4項) ・家庭的保育事業等を行う者に対し、設備運営基準を超えてその設備及び運営を向上させるよう市長が勧告する場合の意見(船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条第1項) ・保育所の設置の認可をする場合の意見(児童福祉法第35条第6項) ・設備又は運営が最低基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められる特定児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所)の設置者への事業停止命令を行う場合の意見(児童福祉法第46条第4項) ・特定児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所)に対し、設備運営基準を超えてその設備及び運営を向上させるよう市長が勧告する場合の意見(船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条第1項) ・届出をしていない又は認可を受けていない児童福祉施設へ事業の停止又は施設の閉鎖を命ずる場合の意見(児童福祉法第59条第5項) ・自立促進計画を策定し、又は変更しようとする場合の意見(母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第3項) ・母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金
--	--	---

		<p>及び寡婦福祉資金貸付金の貸付けを市がやめる場合の意見(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第13条並びに同令第31条の7及び第38条において準用する同令第13条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等の認可をする場合の意見(認定こども園法第17条第3項) ・ 幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずる場合の意見(認定こども園法第21条第2項) ・ 幼保連携型認定こども園の認可の取消しをする場合の意見(認定こども園法第22条第2項) ・ 幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えてその設備及び運営を向上させるよう市長が勧告する場合の意見(船橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第4条第1項)
--	--	--

別表第 2

身体障害者福祉専門分科会審査部会の審査事項

区分	審議事項
<p>身体障害者の障害程度に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付申請があった場合において、その障害が身体障害者福祉法別表に掲げるものに該当しないと市長が認めるための諮問に対する答申(身体障害者福祉法施行令第 5 条第 1 項) ・身体障害者手帳の交付の申請があった場合において、身体障害者福祉法第 1 5 条第 1 項に規定する指定医師の意見による障害程度等級と等級表解説により判定される等級に差異がある場合又は等級表解説により判定がされる等級で認定することが著しく均衡を欠く場合など、特に医学的判定を要する場合の意見(船橋市身体障害者認定基準第 1 0 条)
<p>身体障害者手帳に係る診断書交付医師に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳のための診断書を交付する医師を指定する場合の意見(身体障害者福祉法第 1 5 条第 2 項) ・身体障害者手帳のための診断書を交付する医師の指定を取消す場合の意見(身体障害者福祉法施行令第 3 条第 3 項)
<p>指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療(育成医療・更生医療)を担当させる医療機関(以下「指定自立支援医療機関」という。)を市長が指定することへの意見(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第 5 9 条第 1 項) ・指定自立支援医療機関の障害者総合支援法第 6 4 条の規定に基づく変更の届出内容への意見。ただし、市長が必要がないと認めたときは、この限りでない。 ・指定自立支援医療機関に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することへの意見(障害者総合支援法第 6 8 条第 1 項)